

令和3年度第1回小金井市消防団運営審議会次第

1 開催日時 令和3年8月26日（木） 18時30分から

2 開催場所 小金井市役所第一会議室
（本庁舎3階）

3 議 題

- (1) 会長選出について
- (2) 消防団員の改選方法について
- (3) 令和2年度常備消防費・非常備消防費決算について
- (4) 令和3年度消防費予算について
- (5) その他

4 配布資料

- 資料1 小金井市消防団運営審議会委員名簿
- 資料2 小金井市消防団員改選事務日程表
- 資料3 令和2年度常備消防費・非常備消防費決算について
- 資料4 令和2年度月別消防団員出動状況
- 資料5 令和3年度消防費予算について
- 資料6 小金井市消防団運営審議会条例
- 資料7 小金井市消防団条例
- 資料8 小金井市消防団規則
- 資料9 小金井市消防団員推薦委員会設置要綱
- 資料10 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント
- 資料11 市報8月15日号「消防団員募集中」

小金井市消防団運営審議会委員名簿

任期 令和3年6月 1日から
令和5年5月31日まで

令和3年8月26日現在

No.	職名	氏名	選任根拠条例		備考
1	委員	尾島 勉	条例第3条第2項第1号	学識経験者	
2	委員	野口 和史	条例第3条第2項第1号	学識経験者	
3	委員	田中 康夫	条例第3条第2項第1号	学識経験者	
4	委員	當麻 圭治郎	条例第3条第2項第1号	学識経験者	
5	委員	岸野 静夫	条例第3条第2項第1号	学識経験者	
6	委員	湯沢 綾子	条例第3条第2項第2号	市議会議員	
7	委員	村山 ひでき	条例第3条第2項第2号	市議会議員	
8	委員	森戸 よう子	条例第3条第2項第2号	市議会議員	
9	委員	田村 裕一	条例第3条第2項第3号	消防団長	
10	委員	住野 英進	条例第3条第2項第4号	副市長	
11	委員	大橋 一朗	条例第3条第2項第5号	関係行政機関	小金井消防署長

小金井市消防団員改選事務日程表(案)

区	分	令和3年度	令和元年度(実績)	
1	消防団運営審議会	第1回	8月26日(木)	7月29日(月)
		第2回		
		第3回		
2	答申(市長からの諮問:8月26日)	9月中旬	9月25日(水)	
3	消防団推薦委員委嘱手続き			
	(1)	消防団員推薦委員候補者選出の依頼	9月中旬	9月25日(水)
	(2)	消防団員推薦委員名簿の提出期限	10月中旬	10月15日(火)
	(3)	消防団員推薦委員委嘱状の送付	10月下旬	10月21日(月)
4	改選説明会の開催について			
	(1)	第一分団(上之原会館)	11月 日()	11月22日(金)
	(2)	第二分団(梶野会館)	11月 日()	11月20日(水)
	(3)	第三分団(友愛会館)	11月 日()	11月 5日(火)
	(4)	第四分団(丸山台集会所)	11月 日()	10月30日(水)
	(5)	第五分団(貫井北町集会所)	11月 日()	10月29日(火)
5	現任団員への留任依頼書送付		1月中旬	1月27日(月)
6	消防団員候補者名簿提出期限		3月中旬	3月中旬
7	消防団員辞令交付式		4月1日(金)	4月1日(水)
8	退団式		4月下旬	7月9日(木)

令和2年度常備消防費・非常備消防費決算について

(単位：円)

科 目		予 算 現 額		支出済額
款	項 目	節		
		区 分	金 額	
	9 消防費		1,548,354,000	1,513,784,708
	1 消防費		1,548,354,000	1,513,784,708
	1 常備消防費		1,397,222,000	1,397,222,000
	1 3 委託料		1,397,222,000	1,397,222,000
	・消防事務都委託金			
	2 非常備消防費		92,979,000	68,768,368
	1 報酬		12,076,000	11,539,000
	・団員報酬			(11,448,000)
	4 共済費		279,000	222,334
	・消防団員福祉共済制度掛金			(193,284)
	・東京都市町村民交通災害共済			(29,050)
	7 報償費		627,000	331,960
	8 旅費		20,870,000	17,069,600
	・出動手当			(17,069,600)
	9 交際費		200,000	0
	1 0 需用費		9,490,000	8,504,311
	・酷暑用対策Tシャツ、アポロキャップ			(893,370)
	・消防団員用備蓄食料			(368,928)
	・第5分団詰所換気扇取替修繕			(83,600)
	・消火栓標示区画線修繕			(266,200)
	1 1 役務費		3,642,000	3,066,844
	・消防団員傷害保険、支援隊ボランティア保険			(2,468,280)
	1 2 委託料		1,555,000	766,832
	・消防団員健康診断委託料(32人分)			(480,832)
	・消防団出初式会場設営等委託料			(154,000)
	・消防団員緊急連絡システム運用委託料			(132,000)
	1 3 使用料及び賃借料		1,146,000	1,114,192
	・パーソナルコンピュータ借上料			(113,652)
	1 7 備品購入費		14,127,000	13,865,489
	・消防救急無線受令機			(1,146,200)
	・投光器(バルーン5台、LED6台)			(3,332,230)
	・発電機			(376,750)
	・消防指揮車			(7,661,709)
	・消火ホース(10本)			(259,600)
	・可搬ポンプ			(1,089,000)
	1 8 負担金補助及び交付金		28,945,000	12,266,786
	・非常勤消防団員等公務災害補償			(2,601,072)
	2 1 補償補填及び賠償金		22,000	21,020
	3 災害対策費		58,153,000	47,794,340

令和2年度月別消防団員出動状況

1 出動回数

(単位:回)

	本部			第一分団			第二分団			第三分団			第四分団			第五分団			計		
	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒
4月	3	4	0	4	8	3	3	9	4	6	6	1	4	7	0	3	7	3	23	41	11
5月	2	1	0	4	6	3	2	5	3	4	5	0	4	7	0	6	7	3	22	31	9
6月	1	3	0	1	8	3	1	6	3	2	8	0	2	10	0	2	7	3	9	42	9
7月	2	2	0	2	9	1	1	4	2	5	5	0	3	7	0	2	5	2	15	32	5
8月	3	4	0	4	6	3	4	5	3	7	6	1	4	10	0	6	9	3	28	40	10
9月	2	3	0	2	6	2	2	5	3	3	7	1	3	11	0	2	6	4	14	38	10
10月	2	1	0	5	8	3	3	7	3	5	9	0	5	9	0	4	8	3	24	42	9
11月	2	7	1	8	8	5	5	9	7	4	11	1	6	9	4	3	9	4	28	53	22
12月	3	4	2	4	12	5	5	11	5	5	8	3	5	11	2	3	8	6	25	54	23
1月	3	4	0	6	7	3	3	7	3	3	8	0	3	8	0	10	7	2	28	41	8
2月	3	1	0	4	8	3	5	6	3	7	8	0	4	10	0	4	6	4	27	39	10
3月	2	2	1	1	6	5	2	5	7	3	7	1	4	10	5	2	6	5	14	36	24
計	28	36	4	45	92	39	36	79	46	54	88	8	47	109	11	47	85	42	257	489	150
	68			176			161			150			167			174			896		
月平均	5.7			14.7			13.4			12.5			13.9			14.5					

2 出動人数

(単位:人)

	本部			第一分団			第二分団			第三分団			第四分団			第五分団			計		
	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒	火災	訓練	警戒
4月	8	12	0	28	32	13	25	50	20	48	38	4	29	46	0	30	37	15	168	215	52
5月	4	4	0	23	20	13	9	16	14	35	25	0	27	47	0	45	31	15	143	143	42
6月	3	12	0	8	40	15	5	27	13	15	42	0	13	64	0	11	28	15	55	213	43
7月	4	12	0	17	53	13	6	19	12	33	34	0	16	68	0	12	43	13	88	229	38
8月	4	9	0	13	32	13	13	21	14	28	32	3	22	69	0	29	37	14	109	200	44
9月	5	9	0	9	29	10	6	26	14	19	34	3	18	65	0	11	27	20	68	190	47
10月	3	4	0	21	30	12	9	22	15	22	41	0	27	59	0	20	30	14	102	186	41
11月	3	16	4	33	34	25	10	28	34	19	47	6	28	47	19	20	36	19	113	208	107
12月	5	15	8	11	55	32	15	51	39	23	40	28	18	63	19	15	39	47	87	263	173
1月	7	16	0	28	32	13	11	33	15	22	35	0	24	46	0	78	25	9	170	187	37
2月	8	4	0	14	37	12	19	31	14	48	39	0	25	62	0	31	24	20	145	197	46
3月	3	5	4	1	25	16	10	30	35	12	31	5	19	61	23	10	29	24	55	181	107
計	57	118	16	206	419	187	138	354	239	324	438	49	266	697	61	312	386	225	1,303	2,412	777
	191			812			731			811			1,024			923			4,492		
月平均	15.9			67.7			60.9			67.6			85.3			76.9					
※	4.0			5.6			4.1			5.2			6.6			5.5			5.3		
支給金額(円)	725,800			3,085,600			2,777,800			3,081,800			3,891,200			3,507,400			17,069,600		

※ 団員の1月当たりの出動回数(令和3年3月31日時点の団員数)

※ 警戒に広報活動含む。

令和3年度消防費予算について

1 令和3年度当初予算

- (1) 全体予算 453億5,000万円 (435億2,700万円)
- (2) 消防費 15億5,496万3千円 (15億1,697万6千円)
- (3) 割合 3.4% (3.5%)

※ () 内は、令和2年度当初予算関係

2 令和3年度消防費予算の内訳

- (1) 消防事務委託に要する経費 13億9,722万2千円
- (2) 消防施設維持管理に要する経費 2,243万7千円
- (3) 消防団活動に要する経費 5,517万9千円
- (4) 災害対策に要する経費 7,951万2千円
- (5) 防災訓練に要する経費 32万6千円
- (6) 国民保護対策に要する経費 28万7千円

3 消防費予算の主な新規事業等

- (1) 第1分団詰所南側地先整備
- (2) 消火栓標示区画線修繕
- (3) 消防団員備蓄食料
- (4) ドライブレコーダー
- (5) 地域防災計画策定支援委託
- (6) 防災公衆無線通信環境整備委託
- (7) 耐震性貯水槽設置工事
- (8) その他 共済費・出初式関係費・健康診断委託料・消火ホース・ポンプ車車検など

○小金井市消防団運営審議会条例

昭和37年10月22日条例第26号

改正

平成13年3月2日条例第11号

平成18年12月21日条例第39号

(設置)

第1条 本市は、消防団の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市消防団運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、消防団の運営に関する事項について、調査及び審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員11人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者 5人

(2) 小金井市議会議員 3人

(3) 小金井市消防団長 1人

(4) 小金井市副市長 1人

(5) 関係行政機関の職員 1人

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至つたときは、その委員は、退職するものとする。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 審議会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 市長は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年3月2日条例第11号）

この条例は、平成13年4月5日から施行する。

付 則（平成18年12月21日条例第39号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○小金井市消防団条例

平成14年 6 月 28 日 条例第22号

改正

平成22年 3 月 27 日 条例第 8 号
平成23年 3 月 25 日 条例第 4 号
平成28年 3 月 30 日 条例第18号
令和元年 9 月 26 日 条例第32号

小金井市消防団条例（昭和26年条例第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第 1 項、第19条第 2 項及び第23条第 1 項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、報酬、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（消防団の設置、名称及び区域）

第 1 条の 2 小金井市に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称は、小金井市消防団（以下「消防団」という。）とし、その管轄区域は、市内の全域とする。

（定員）

第 2 条 団員の定員は、83人以内とする。

（任命）

第 3 条 小金井市消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命する。

2 団長以外の団員は、18歳以上の者であつて、次のいずれかに該当するもののうちから、市長の承認を得て団長が任命する。

- （1） 市内に居住する者
- （2） 市内に勤務する者
- （3） 市内に在学する者

（推薦委員会）

第 3 条の 2 市長は、前条第 2 項に規定する団員（小金井市消防団規則（昭和26年規則第 1 号）第 4 条で定める副団長及び本部分団長を除く。）を確保するために、団長の求めに応じて、小金井市消防団員推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を設置することができる。

2 推薦委員会は、市議会議員及び学識経験者の中から市長が委嘱する委員をもって組織する。

（欠格条項）

第 4 条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

- （1） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2） 第 7 条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

（分限）

第 5 条 任命権者は、団員が心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるときは、休職又は免職することができる。

（退職）

第 6 条 団員は、退職しようとするときは、あらかじめ、文書により任命権者に届け出て、その許可を受けなければならない。

（懲戒）

第 7 条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免

職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1か月以内の期間を定めて行う。

(身分)

第8条 団員は、非常勤とする。

(服務規律)

第9条 団員は、団長の招集によって出動し職務に従事しなければならない。ただし、招集を受けない場合であっても水火災その他の災害（以下「災害等」という。）の発生を知ったときは、あらかじめ団長が指定するところに従い、直ちに出勤し職務に従事するものとする。

第10条 団員は、5日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。

第11条 団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (2) 職務のためであっても、みだりに建造物その他の物件を破損してはならない。
- (3) 消防団又は団員の名義をもって寄附を募集し、又は営利行為をなし、もしくは義務の負担となるような行為をしてはならない。
- (4) 消防団又は団員の名義をもって政治運動に関与し、又は他人の訴訟もしくは紛議に関与してはならない。
- (5) 市民に対して常に災害等の予防及び警戒心の喚起に努め、災害等に際しては、全力を挙げて、これに当たる心構えを持たなければならない。
- (6) 機械器具その他の消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用してはならない。

(報酬)

第12条 団員には、報酬を支給し、その額は、別表に定めるところによる。

2 前項の報酬は、団員が任命されたときはその日の属する月分から、その職を解かれたときはその日の属する月分まで、それぞれ日割計算により支給する。

(費用弁償)

第13条 市長は、団員が職務のため市の区域外に出張するときは、特別職の職員の旅費に関する条例（昭和36年条例第7号）の規定に基づき旅費を支給する。

2 市長は、団員に手当を支給することとし、その種類、支給対象者及び支給額は、次の表に定めるところによる。

種類	支給対象者	支給額
火災出勤手当	火災現場に出動し、その業務に従事した団員	1件につき 3,800円
訓練出勤手当	教養訓練その他の訓練及び団長が認めた行事等に参加した団員	1件につき 3,800円
特別警戒出勤手当	火災予防又は災害等の警備警戒に出動し、その業務に従事した団員	1件につき 3,800円

(支給方法)

第14条 団員に支給する報酬及び手当は、当月分を翌月20日までに支給する。

(公務災害補償等)

第15条 団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は公務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族も

しくは被扶養者（以下「団員等」という。）に対し東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号。以下「公務災害補償条例」という。）に基づき損害を補償する。

- 2 団員が、消防業務に従事するに当たり、一身の危険を顧みることなくその任務を遂行し、そのために死亡し、又は負傷し、もしくは障害の状態となった場合にあっては公務災害補償条例第8条の2第1項第2号に規定する規則に定める程度の傷病等級に該当する障害が残存すると認定され、特に功労が認められるときは、団員等に対し東京都市町村消防団員賞じゅつ金条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第21号）に基づき賞じゅつ金を支給することができる。

（退職報償金）

第16条 団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に東京都市町村消防団員退職報償金条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第20号）に基づき退職報償金を支給する。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
（平成14年4月から同年6月までの報酬及び同年4月から同年5月までの手当の支給方法）
- 2 団員（団長及び副団長を除く。）の平成14年4月から同年6月までの報酬及び団員の同年4月から同年5月までの手当の支給方法は、改正後の小金井市消防団条例第14条の規定にかかわらず、この条例の公布の日の翌月の10日までに支給する。

（特別職の給与に関する条例の一部改正）

- 3 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。
第1条中「及び教育長」を「、教育長及び消防団員」に改める。

別表第3中

「	消防団運営審議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
	消防団	団長	月額	37,000円
		副団長	月額	28,000円
	交通安全推進協議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円」

を

「	消防団運営審議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
	交通安全推進協議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円」

に改める。

（特別職の職員の旅費に関する条例の一部改正）

- 4 特別職の職員の旅費に関する条例（昭和36年条例第7号）の一部を次のように改正する。
第2条に次の1号を加える。

（4） 小金井市消防団員

（小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

- 5 小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「小金井市消防団条例（昭和26年条例第23号）」を「小金井市消防団条例（平

成14年条例第22号)」に改める。

付 則 (平成22年 3 月27日条例第 8 号)

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成23年 3 月25日条例第 4 号)

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成28年 3 月30日条例第18号)

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第15条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (令和元年 9 月26日条例第32号)

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

別表 (第12条関係)

階級	報酬月額
団長	39,000円
副団長	30,000円
分団長	18,000円
副分団長	15,000円
部長	14,000円
班長	13,000円
団員	12,000円

改正

昭和30年7月1日規則第2号
 昭和32年11月29日規則第5号
 昭和33年9月12日規則第4号
 昭和40年10月2日規則第8号
 昭和42年1月7日規則第11号
 昭和62年3月31日規則第11号
 平成元年4月1日規則第24号
 平成2年8月9日規則第21号
 平成6年3月31日規則第16号
 平成6年12月21日規則第47号
 平成14年6月28日規則第28号
 平成14年9月30日規則第36号
 平成22年3月31日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、小金井市消防団（以下「消防団」という。）の組織等について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消防団は、本部及び5個分団をもつて構成する。

- 2 本部及び分団の名称、位置は、別表のとおりとする。
- 3 分団の担当区域は、別図のとおりとする。

(階級)

第3条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(役員等)

第4条 消防団に次の表の左欄に掲げる役員を置き、その階級は、同表の右欄のとおりとする。

役員	階級
消防団長	団長
副団長	副団長
本部分団長	分団長
分団長	分団長
副分団長	副分団長
部長	部長
班長	班長

- 2 消防団長（以下「団長」という。）以外の役員は、消防団員（以下「団員」という。）の中から団長がこれを任命する。

(職務)

第5条 団長は、消防団の事務を統括し、所属の団員を指揮監督する。

- 2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、団長の定める順序に従い、その職務を代理する。
- 3 本部分団長は、副団長を補佐し、副団長に事故があるときは、団長の定める順序に従い、その職務を代理する。
- 4 分団長は、上司の命を受け、分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。
- 5 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部長及び班長は、それぞれ上司の命を受けて所属団員を指揮監督する。

(任期)

第6条 団長、副団長及び本部分団長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に定める団員以外の団員の任期は、2年とする。ただし、改選に当たっては、半数以上が留任しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、後任者が任命されるまでの間は、前任者はその職務を遂行しなければならない。

4 補欠により任命された団長、副団長、本部分団長及び団員の任期は、前任者の残任期間とする。

(宣誓)

第7条 団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。

氏

名[㊦]

(水火災その他の災害出動)

第8条 消防車が水火災その他の災害(以下「災害等」という。)の現場に赴くときは、交通法規の定める走行に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンの吹鳴及び赤色灯の点灯を行うものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第9条 災害等の出動又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。

(2) 病院、学校等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。

(3) 団員及び消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。

(4) 消防車は、一列縦隊で、安全を保つて走行しなければならない。

(5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追い越してはならない。

(6) その他緊急自動車としての交通法規を守らなければならない。

第10条 災害等の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最少限度にとどめて災害等の防御及び鎮圧に努めなければならない。

第11条 消防団が災害等の現場に出動した場合は、次の各号に掲げる事項を守り、その職務遂行に留意しなければならない。

(1) 団員は、団長の指揮の下に行動しなければならない。

(2) 消防作業は、迅速かつ的確に行わなければならない。

(3) 放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害を最少限度に止めなければならない。

(4) 分団は、相互に連絡協調しなければならない。

(文書簿冊)

第12条 本部には、次の各号に掲げる文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

(1) 団員の名簿

(2) 沿革誌

(3) 出動記録簿

(4) 設備資材台帳

(5) 区域内全図

(6) 地理水利用覧

(7) 給与品貸与台帳

(8) 消防法規例規綴

(9) 雑書綴

(教養及び訓練)

第13条 団長は、団員の品位の向上及び技能の練磨に努め、これらの訓練を定期的に行わなければならない。

(表彰)

第14条 市長は、消防団又は団員がその任務の遂行に当たって功労が特に拔群である場合は、これを表彰することができる。

(礼式及び服制)

第15条 消防団の礼式及び服制については、総務省消防庁の定める準則による。

付 則

1 この規則は、公布の日より施行する。

2 この規則施行の際現に小金井市消防団設置条例により設置された消防団は、この規則により設置されたものとみなす。

付 則 (昭和30年7月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和30年4月16日から適用する。

付 則 (昭和32年11月29日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和32年11月1日から適用する。

付 則 (昭和33年9月12日規則第4号)

この規則は、昭和33年10月1日から施行する。

付 則 (昭和40年10月2日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和42年1月7日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和62年3月31日規則第11号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年4月1日規則第24号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年8月9日規則第21号)

この規則は、平成2年9月1日から施行する。

付 則 (平成6年3月31日規則第16号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成6年12月21日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成14年6月28日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市消防団規則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

付 則 (平成14年9月30日規則第36号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月31日規則第12号)

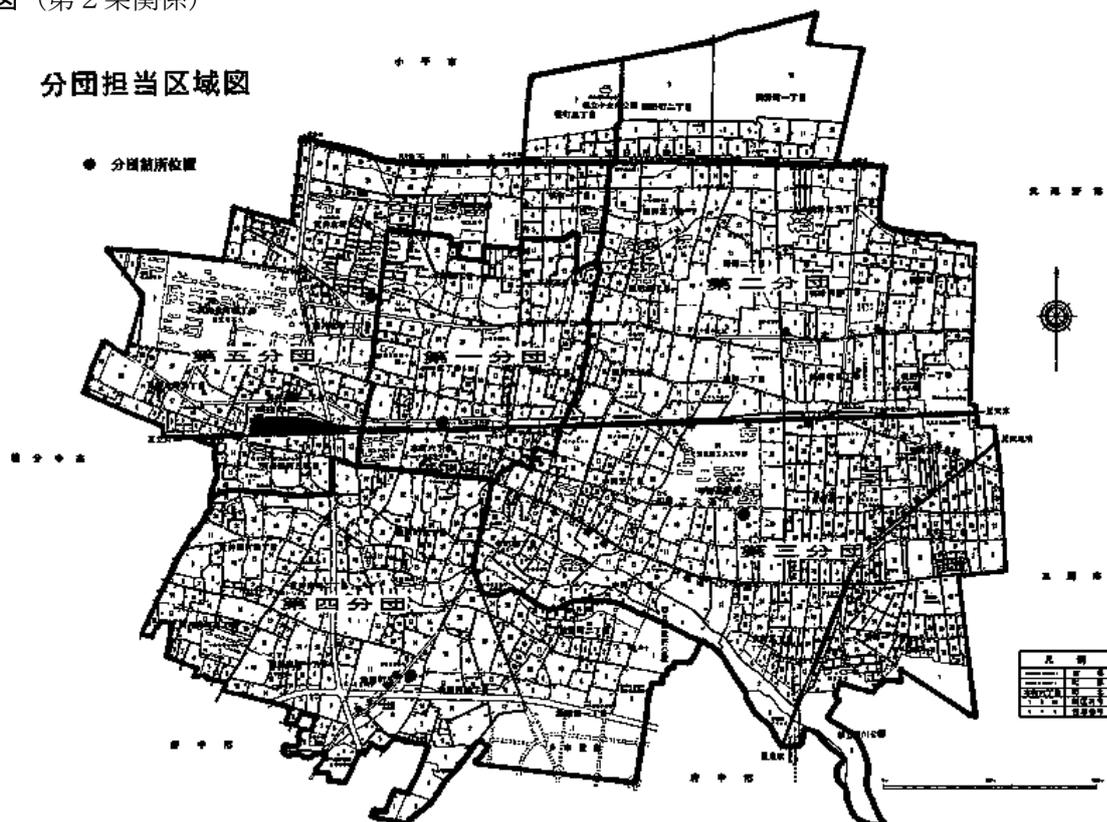
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	所在地	担当区域
小金井市消防団	本部 小金井市本町六丁目6番3号 小金井市役所内	小金井市全域
第一分団	小金井市本町五丁目2番28号	本町一丁目8、9、10、15、16、17、18、19、20番、本町二丁目全域、本町三丁目全域、本町四丁目全域、本町五丁目全域、本町六丁目全域
第二分団	小金井市梶野町五丁目7番20号	関野町全域 梶野町全域 緑町全域
第三分団	小金井市中町二丁目19番25号	東町全域、中町全域 本町一丁目1、2、3、4、5、6、7、11、12、13、14番
第四分団	小金井市前原町五丁目9番18号	前原町全域、貫井南町一丁目全域 貫井南町二丁目全域 貫井南町三丁目1、2番 貫井南町四丁目全域 貫井南町五丁目全域
第五分団	小金井市貫井北町三丁目1番2号	桜町全域 貫井北町全域 貫井南町三丁目（1、2番を除く。）

別図（第2条関係）

分団担当区域図



○小金井市消防団員推薦委員会設置要綱

平成22年4月1日制定

(設置)

第1条 小金井市消防団条例（平成14年条例第22号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づき小金井市消防団員（以下「団員」という。）を任命するため、条例第3条の2に規定する小金井市消防団員推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推薦委員会は、団員にふさわしい人材を確保するため、その人材を発掘し、及び面接し、市長に推薦する。

(組織)

第3条 推薦委員会は、小金井市消防団の各分団の市内における担当区域ごとに組織する。

(委員)

第4条 推薦委員会の委員（以下「推薦委員」という。）は、市議会議員及び学識経験者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第5条 推薦委員の任期は、委嘱の日から委嘱を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第6条 推薦委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、推薦委員の互選により選出する。

3 委員長及び副委員長の任期は、推薦委員の任期による。

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推薦委員会の会議は、原則として、委員長が招集する。

2 会議は、原則として非公開とする。

(謝礼)

第8条 市は、推薦委員会に推薦を依頼する際、推薦委員会に対し、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(庶務)

第9条 推薦委員会の庶務は、総務部地域安全課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必要な事項は、小金井市消防団運営審議会の意見を聴き、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に推薦委員に委嘱されている者は、この要綱の規定により委嘱されたものとみなす。

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント (令和3年4月13日付消防庁長官通知)

○ 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出するもの

① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定

【基準の内容】

1. 報酬の種類

年額報酬と出動報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

2. 報酬の額

※以下の基準を踏まえ、市町村が条例で定める。

○年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。

「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

○出動報酬の額は、災害（水火災・地震等）に関する出動については1日あたり8,000円を標準額とする。

災害以外の出動については、出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

3. 費用弁償

上記に掲げる報酬のほか、団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。

4. 支給方法

報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

② その他(適切な予算措置、留意事項等)

○ 団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と、団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。

○ ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。

○ ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正にあたり参考にされたいこと。

○ 出動報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、追って消防庁から通知すること。

○ 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

消防団員募集中

自分たちのまちは、自分たちで守る



消防団とは

消防団は消防署と同じ消防機関です。消防署は、消防職員が組織する常備の消防機関であるのに対し、消防団は、平素は生業を持っている住民が組織する非常備の消防機関です。消防団員は、仕事や学業をしながら消防団の活

動をしています。

市消防団は本部（団長、副団長、本部分団長）と5つの分団（各分団15人）で構成されています。

入団資格

市内在住・在勤・在学の18歳以上の方

学生の方へ

全国的に学生消防団員数は年々増加しており、小金井市でも、大学生の時に入団し、今も活動を続けている消防団員が活躍しています。消防団活動を通して、職業や年齢の異なる人脈を広げ、大学やアルバイトでは得られない貴重な体験をしてみませんか。

消防団員として社会貢献に努めたことを評価し、就職活動を支援する学生消防団活動認証制度もあります。



会社員の方へ

就業形態や社会構造の変化に伴い、全国の消防団員の約7割が会社員です。小金井市でも、普段は会社に勤めている消防団員が活躍しています。

会社員の場合、仕事と消防団活動との両立が難しいと思われがちですが、訓練等は休日や終業後の時間を使って行っています。



消防団の活動

平常時の活動

火災に備えた訓練

基本動作を習得するための規律訓練や消火のための放水訓練など、災害活動力を高める訓練を行っています。



警戒活動

夜間や火災予防週間中、消防ポンプ車に乗って市内巡回をするほか、祭りの警備など、地域の安全安心を守る活動を行っています。



地域と連携した活動

防災訓練や地域の催し物が行われる際に、火災予防の呼びかけや初期消火などの指導を行っています。



災害時の活動

消火活動

火災が起きた際は、自宅や職場から現場に駆けつけて消火活動を行います。



救助活動

火災や地震、台風などの災害発生時には、消防署と連携して、迅速な消火・救助活動を行います。



水防活動

大雨などにより増水した河川の警戒、機材等を活用した水防工法、住民の避難誘導等の活動を行います。



受け持ち区域

火災などの災害が発生すると、団員はそれぞれの消防団詰所から消防ポンプ車で災害現場に出動し、小金井消防署と連携して活動します。

また、応援協定を締結している武蔵野市、三鷹市、府中市、小平市、国分寺市の建物火災の際にも出動する場合があります。

分団	受け持ち地区
第一分団（本町5-2-28）	本町1丁目8～10番・15～20番、本町2～6丁目
第二分団（梶野町5-7-20）	関野町、梶野町、緑町
第三分団（中町2-19-25）	東町、中町、本町1丁目1～7番・11～14番
第四分団（前原町5-9-18）	前原町、貫井南町1～2丁目、3丁目1～2番、貫井南町4～5丁目
第五分団（貫井北町3-1-2）	桜町、貫井北町、貫井南町3丁目（1～2番を除く）

活動を支える補償や学生の就活支援があります

災害補償

公務でけがや病気になった場合の治療や介護にかかる費用や休業中の補償などさまざまな補償があります。

また、公務外においてけが等をした場合にも適用される傷害保険に加入しています。

学生消防団活動認証制度

消防団に所属する大学生等が行った消防団活動の功績を公的に認証し、就職活動の支援を行うことを目的として消防団活動証明書を発行します。

対消防団員として1年以上継続的に活動した方で、次のいずれかに該当する方▷市内の大学、大学院もしくは専門学校に通学する学生または大学等を卒業して3年以内の方▷市内在住の大学、大学院もしくは専門学校に通学する学生または大学等を卒業して3年以内の方



辞令交付式



規律訓練



水防訓練



操法審査会

掲載内容の詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。費用の記載のないものは、原則、無料です。

消防団員インタビュー



田村 裕一さん
(団長・入団30年目)

消防団員として長く続けてこられた秘訣はなんですか？

災害現場の活動や訓練で使命感が生まれたのはもちろんですが、郷土愛を持った先輩団員とご家族、地域の方々と知り合えたことで自分自身の郷土愛も強くなりました。

これまでの経験で、嬉しかったことや大変だったことはありますか？

27歳の時、消火技術を競う東京都消防操法大会で優勝

した姿を、当時お付き合いしていた現在の妻に見せることができたのは良い思い出です。

訓練と仕事、私生活との両立に苦労しましたが、大人になって利害関係のない仲間と何かを成し遂げる機会はとても貴重でした。

消防団に関心のある方へのメッセージをお願いします

職種を問わず、さまざまな立場でも消防団活動は可能です。私自身も、入団したのは仕事を覚え始めたばかりの19歳でした。

地域を守る活動を一緒にしてみませんか？

消防団の魅力を教えてください

消防団に入団したことでできた地域の人のつながりや、消防団の活動を通して得た貴重な経験は、自分自身の成長にもつながっていると感じています。

分団での訓練のようすや雰囲気をお願いします

消防署の訓練所を借りて、水防訓練や実際に水を使った消火訓練を消防署員の方からご指導いただき訓練しています。また、近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。消火活動だけではなく、大規模災害を想定した、救助訓練や地域の自主防災組織、住民と連携した訓練も行っています。

私は2分団に所属していますが、とてもアットホームな分団です。優しい先輩、楽しい同期、頼もしい後輩がいる2分団は私にとって家族のような存在です。

仕事や家庭と消防団の活動は両立できますか？

私は普段、会社員として都心に通勤しています。活動にやむを得ず参加できない場合は、他の団員の方がフォローしてくれますので、両立ができないと思うことはありません。入団した時に、決して無理はしなくて良い、できる範囲で頑張ってくれば良い、と当時の分団長から言われました。今まで消防団を続けてこられたのは、家族の理解や協力があつたのはもちろんですが、同様に団の仲間の協力があつたからこそと感謝しています。



瀧澤 太さん
(第二分団班長・入団8年目)

学生で消防団員になったきっかけはなんですか？

高校生のころに、地元の方から消防団の活動を紹介してもらったことがきっかけです。地域防災の役に立てるならば挑戦したいと思い、大学進学と同時に消防団員になりました。

入団してよかったことはなんですか？

地元である小金井に愛着が湧くとともに、地元の方と一緒に活動でき、とても良い経験になっています。

班長となった今期では、後輩に放水訓練の指導をしたり、消防車の運用を任せられたりして、自身の成長を感じます。

また、訓練で上級救命講習を受けた経験から、電車内の具合の悪い方に自然と声をかけられたときは、人の役に

に立てたかなと思いましたね。

学生・若者へのメッセージをお願いします

消防団活動は、火災や震災、風水害などから人々の命を守る、とてもやりがいのある活動です。そのため、日ごろの訓練も自然と力が入ります。この訓練の多くは夜の時間にあるので、大学が終わった後でも参加でき、学業との両立も可能です。

また、学生消防団活動認証制度も整備されています。この制度を利用することで、就職の際などには、学生として消防団活動に励んでいたことを積極的にアピールすることができます。

小金井市消防団では団員を募集中です。ぜひ一緒に、あなたの若い力を消防団活動に生かしてみませんか？

入団に関心のある方は、見学ができます。
詳細は、地域安全課防災消防係へお問い合わせください。



総合防災訓練



秋の火災予防運動



歳末特別警戒



出初式